外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である垣下弘が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年五月二十一日

東京都千代田区三崎町二丁目七番六号
シーエスエム・アジア・コーポレーション
日本における代表者　垣下　弘

限定承認公告

本籍埼玉県入間市東町五丁目二番地三二、最後の住所埼玉県比企郡ときがわ町大字田中一二一番地一グリーンハイツ一〇一

被相続人　亡　杉山　清市

右被相続人は平成二十二年一月二十八日死亡し、その相続人は平成二十二年五月十四日さいたま家庭裁判所熊谷支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十一日

埼玉県比企郡ときがわ町大字馬場三一〇番地一〇四
限定承認者　杉山　光晴

限定承認公告

本籍東京都文京区千石四丁目三四番地、最後の住所東京都東村山市栄町一―二三―一一―七〇一

被相続人　亡　井木　宏保

右被相続人は平成二十二年一月三十一日死亡し、その相続人は平成二十二年五月十日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十一日

東京都昭島市福島町二―七―二一
相続財産管理人　井木　陵

限定承認公告

本籍京都市西京区川島有栖川町一三七番地、最後の住所京都市西京区山田平尾町四六番地ライフイン京都八一一

被相続人　亡　櫟原　貞雄

右被相続人は平成二十二年二月二十一日死亡し、その相続人は平成二十二年五月十一日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十一日

京都市西京区桂南巽町九二番地二
相続財産管理人　櫟原　泰雄

限定承認公告

本籍大阪府池田市旭丘三丁目一七五三番地一、最後の住所大阪府池田市旭丘三丁目三番三号

被相続人　亡　村尾　平馬

右被相続人は平成二十二年三月一日死亡し、その相続人は平成二十二年五月十日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十一日

大阪府池田市旭丘三丁目三番三号
相続財産管理人　村尾　直人

限定承認公告

本籍和歌山県和歌山市雑賀崎一三一二番地、最後の住所和歌山市雑賀崎一五四八番地

被相続人　亡　谷口　郁雄

右被相続人は平成二十二年二月七日死亡し、その相続人は平成二十二年四月二十日和歌山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十一日

和歌山市雑賀崎一五四八番地
相続財産管理人　谷口　恵奈

限定承認公告

本籍大阪市鶴見区今津北五丁目一四九九番地、最後の住所愛知県名古屋市東区泉三―一三―二一　マノアール泉六〇七

被相続人　亡　笈田　康弘

右被相続人は平成二十一年十一月十一日死亡し、その相続人は平成二十二年五月十日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十一日

香川県高松市高松町三一九番地一一
限定承認者　住田　晶子

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は平成二十二年六月九日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一、優先資本金の額の減少をする目的

優先資本金のうち、特定資産の売却、特定資産に係る配当金又は消費税の還付等により生じた余裕金相当額（但し、本特定社債に係る債務の存続期間中はリリース口座内の資金に限るものとする。以下「優先出資消却原資」という。）を原資として、計画期間中に、優先出資社員に元本の全部又は一部を償還することを目的とする。

二、優先資本金の額の減少をする要件

優先出資消却原資の範囲内で、取締役が五万円の整数倍で優先資本金の額の減少を決定することを要件とする。

三、優先資本金の額の減少をする時期

優先出資消却原資が生じた場合で、取締役が適切と認める時期に行う。

四、減少する優先資本金の額

金十六億円

五、消却する優先出資の種類及び口数

消却する優先出資の種類は全ての種類の優先出資とする。その口数は三万二千口とする。

六、消却の方法

消却の方法は、各優先出資社員が有する優先出資の口数の割合に応じて割り当てる方法による。

七、消却に要する金額

金十六億円

八、優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

全ての種類の優先出資とする。

平成二十二年五月二十一日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内
Rabbit Nakanoshima 特定目的会社
取締役　森田　威

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金三千七百四十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十二年三月十六日付官報の号外第五十三号九十四頁に掲載されています。

平成二十二年五月二十一日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号
中央ホールディング特定目的会社
取締役　長縄　順一

正　誤

ページ	段	行	誤	正
三	二	一	第二十六条	第二十六条第一項
三	二	三	四	三
三	三	一五	相殺	当該補助金と未納付額との相殺
五	三	一三	須藤　亮治	須藤　亮治
〃	〃	〃	四簱田　聡	簱田　聡
〃	六	二	二〇岩崎　創	岩崎　創
〃	〃	終りから一三	斎藤　靖雄	斎藤　靖雄
〃	〃	〃	七佐藤　秀記	佐藤　秀紀
〃	〃	〃	三菊地　裕生	菊池　裕生
〃	四	終りから一三	須藤　亮治	須藤　亮治
〃	〃	〃	四簱田　聡	簱田　聡
〃	〃	〃	二〇岩崎　創	岩崎　創
〃	〃	〃	斎藤　靖雄	斎藤　靖雄
〃	〃	〃	七佐藤　秀記	佐藤　秀紀
〃	〃	〃	三菊地　裕生	菊池　裕生

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月二十一日付第一〇七号
月二十三日付参会第一九号

九六ページ●同日付政府調達第九三号八八ページ●四三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）